

郵送による許可証等の交付について

下記の許可等の手続については、許可証等の交付を郵送（レターパックプラス）により行うことができます。

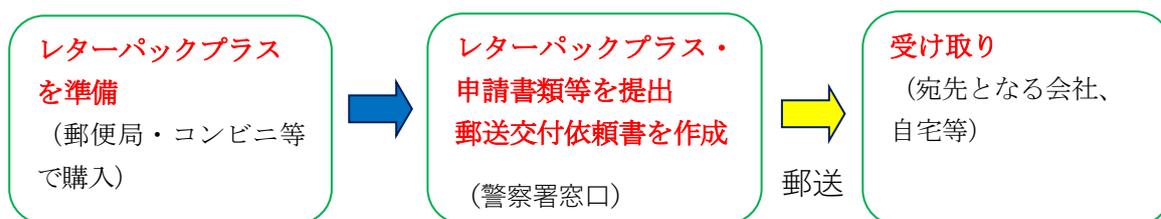
なお、郵送交付を行う際の申請や届出については、これまでのとおり窓口でお願いします。

1 対象の許可等の手続（いずれも再交付を含む）

- (1) 道路使用許可証の交付
- (2) 通行禁止道路通行許可証の交付
- (3) 通行禁止除外指定車標章の交付
- (4) 駐車許可証の交付
- (5) 駐車禁止除外指定車標章の交付
- (6) 高齢運転者等標章の交付
- (7) 制限外許可証の交付（制限外積載、設備外積載、荷台乗車）
- (8) 制限外牽引許可証の交付
- (9) 緊急通行車両等（規制除外車両）証明書等の交付

2 郵送による許可証等の交付手続の流れ

- (1) レターパックプラスをご自身で準備いただき、ご自分の宛先となる住所、氏名等の必要事項をを記入してください。
- (2) 警察署の交通課受付に行き、各許可の申請又は届出の書類等を、返送用のレターパックプラスとともに提出します。
- (3) 窓口で渡される郵送交付依頼書に必要事項を記載します。
- (4) 審査終了後、レターパックプラスにより宛先の住所地まで郵送されるので、受け取りをお願いします。



3 郵送に必要なレターパックプラスについて

- レターパックプラスについては、郵便局のほか、一部のコンビニエンスストアで、520円で販売しています。
- レターパックには、「レターパックプラス」（赤色）と「レターパックライト」（青色）がありますが、郵送交付には「レターパックプラス」（赤色）が必要となりますので、間違いのないように注意してください。

4 注意事項

これまのとおりに、郵送ではなく警察署窓口で直接、許可証等を受け取ることも可能です。